

# 超勤削減は、当局の責任で、できる

## 局署応援、部門間応援こそ確定申告期に求められる！

申告相談は終わりましたが、個人課税では3月17日以降が本番との声もあり、管理運営部門を含め繁忙期はまだまだ続いています。一部、超勤規制が進んでいる署もありますが、ほとんどの署は定時退庁口すら守られていません。慢性超勤は事務運営と人員配置に問題があり、当局の責任で改善すべきです。

### 全国各地の超勤実態

管理運営の超勤が突出 (愛知支部機関紙)

各署で3月13日に超勤パトロールを実施しました。

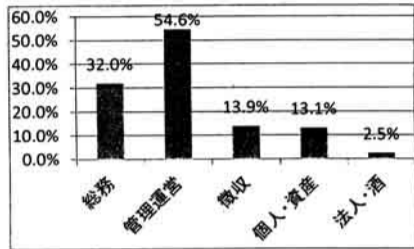
**A署** 今回で4回実施した状況は、相変わらず他部門は帰るのに管理運営部門はほとんど残って仕事に追われています。管理の在署人数の多さは、突出しています。

**B署** 相談会場の居残りが多くなっています。

管理運営部門は、KS Kが動く、17時30分までKS Kの作業をして、そこから片付け始めるため、慢性的に30分以上の超勤になります。各署、同じだと思います。

**C署** 申告書の回収に連調や1統括が出向いていますが、時間が遅くなっています。回収のため署を出発するのが、17時30分を過ぎています。

**D署** 水曜日と金曜日『へいそ』は早く帰ろう、



部門別超勤実態表

でしょうか。

**E署** 総務、管理、個人は、ウイंकあいち(署外会場)からの帰署待ち。ウイंकあいちからの帰署は18時10分。まだお客さんが3名いたそうです。

### 2時間以上の超勤

(関信地連)

埼玉県南署では、申告相談後の処理で、総務、管理、個人部門に2時間以上の超勤が目立ちます。

個人課税の超勤の二因



関信局浦和署、4月3日(金)(定時退庁日)午後8時。  
\*浦和署は、さいたま新都心合同庁舎1階の一部にあります。

### “税務の職場” 何でも110番

zenkokuzei@aol.com  
全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号まで)。全国税ホームページ

http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

### 応援体制で格差

(東京地連)

東京局管内の今事務年度の確定申告期は、局署間の応援を受けた署と受けなかった署との間に超勤時間で差が出ました。超勤をあまり生じなかったある署では局からの応援、さらに部門間での併任をかけ、局署・挙署一体体制をとり超勤の縮減につながりました。また、管理職をはじめとして身申や人事評価にさかれる事務負担が一因だとの声も聞かれました。

他省庁と評価時期を併せている事から起こっている現象ですが、国税庁に時期の再考を求めました。

具体的内容は、①通常の勤務時間開始時刻(8:30~9:30)を1~2時間程度早め、7:30に実施させるとしています。

### 職場実態を顧みず「朝型勤務」強行へ！

#### ワークライフバランスは超勤削減が前提

内閣人事局は、3月9日、全国税の上部団体である国公労連に対し、「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』朝型勤務と早期退庁の奨励の実施方針(案)」を、一方的に示しました。実施時期は平成27年7月及び8月とし、対象職員は、育児・介護等の特殊事情を抱える職員等を除き、出来る限りの職員に実施させるとしています。

これに対し、国公労連は、内閣人事局との交渉をおこない、対象職員を限定しない『朝型勤務』を押しつけることはモチベーションが下がる。早出や慢性超勤が横行している税務の職場実態で、この制度が導入されたら、今よりも労働時間が長引く事が想定されます。また、公務の要請の下、遠距離通勤を強いられる職員は通勤が困難になります。

勤務時間は重要な労働条件です。労働組合と協議もせず「日曜開庁や昼休対応」を、一方的に押し付けてきた前科のある国税庁の対応が注視されます。官庁勤務時間厳守こそが、国税庁の取るべき姿です。

### 再任用者の要求は勤務地と給与重視

全国的に、3月31日、4月1日に、再任用者に対し発令がありました。今年の特徴は、今まで調査・徴収官であった再任用者に、上席発令があったことです。全国税が無年金期間の処遇改善を要求した結果ですが、退職時が上席だった職員に上席発令が出ない差別も報告されています。

下記は人事院が実施したアンケート結果です。再任用を決める条件は「勤務地」77.2%、「仕事内容」57.1%です。再任用者は今後増えます。処遇の改善を求めます。

### 調査結果の主なポイント

- 約8割が退職後も働きたいと思った。働きたいと思った理由は「無収入期間が生じないようにする」(76.2%)、「生活費が必要」(69.4%)が多い。
- 何歳まで働きたいと思ったかについては、「65歳」が約6割で最多
- 約8割が仕事に就いており、そのうち7割の就労先が「国の機関における再任用職員」
- 就労している者の勤務形態については、国の再任用ではフルタイム勤務が約5割であるのに対し、定年退職後民間企業等で就労している場合は約8割がフルタイム勤務
- 今後の生活についての不安は「自分の健康」(69.3%)、「家族の健康や介護」(64.7%)、「日常の生活費などの家計」(62.6%)
- 公務に適切な今後の高齢者雇用制度として「定年年齢の引上げ」を挙げた者が約半数で最多。次いで「現行の再任用で希望者全員を雇用」が約4割

平成26年度退職公務員生活状況調査の結果について(平成27年3月31日、給与局生涯設計課)より

### 詰将棋

【出題】九段 西村一義  
中級クラス  
(ヒント)金をどこに活用するか……。(10分で二段)



持駒 角金  
一三四五六  
二三四五六

### そらばん弾

「9条を人類全体で共有したい」との理念で運動している「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会の落合正行共同代表はその取り組みについて述べています。▼賛同者の署名は3月現在で48万筆を超えました。最終審査が行われた昨年9月に33万筆ほどの署名を段ボール11箱に詰めてノルウェーに送りました。ある時「もう用紙は送ってこれなくていい。置く場所がない」と返事がありました。▼今、世界全体が中東を中心に激動期にあります。9条がノーベル賞を受賞できれば、人間が日本の憲法に到達した英知を、人類全体で共有できることとなります。▼受賞できたら受け取りに行くのは安倍首相でしょうか。どんな表情で受けるのでしょうか。

# 安心して子育て・介護が出来る

# 生活本拠地尊重の配転実現を！

## 公正で明朗な人事の確立を求める要求書 (配転要求部分)

### 二 配転要求

- 配転(昇任を伴う勤務地の異動を含む転勤の総称以下、配転)の基本に関し次の要求に応えること。
  - 一方的大量の配転をやめること。欠員補充の一形態である配転が毎年サイクル的に大量かつ一方的に繰り返される理由と必要性を明確に示すこと。また、配転する職員を選考する基準・要件を明らかにすること。
  - 配転について国家公務員共通の基準や運用方法を法令・規則化すること。その実現に向けて、政府の一員たる当局は、責任を持って法令・規則化を内閣および人事院に申し入れること。法令・規則化にあたっては、労働組合や職員の意見を取り入れるようあわせて申し入れること。
- 配転制度の法定・規則化までは、事前打診・内示制度を確立して運用すること。
  - 配転は事前に本人に打診し、本人の納得のもとで行うこと。
  - 事前打診は発令の3カ月前に、内示は1カ月前に行うこと。
  - 内示後、苦情処理期間を設け、妥当な苦情に対する是正措置を保障すること。苦情処理機関の設置について労働組合と協議すること。
- 配転に関する諸運用基準について、本人希望を尊重するよう当面以下の改善すること。
  - 生活本拠地を尊重した配転運用とすること。
  - 希望が実現しなかった場合、実現に向けた引継ぎを誰が誰に行ったかを職員に明示すること。
  - 単身赴任をなくすこと。当面、単身赴任期間を原則1年間とすること。
  - 遠距離・長時間通勤はなくすこと。遠距離・長時間通勤については、交通事情をきめ細かく検討して各局で職員の納得いく基準を設定し、遠距離通勤か長時間通勤のいずれかが基準以上の場合の発令はやめること。また、基準以上の通勤者については、次期発令期で是正すること。
  - 子弟の育児・教育期間に最大限配慮し、次の原則を確立して厳守すること。
    - 誕生から就学前(6歳)までの6年間。
    - 小学校入学から卒業(7歳から12歳)までの6年間。
    - 中学校入学から高校卒業(13歳から18歳)までの6年間の各サイクルの間は、該当児童をもつ職員(夫婦ともに職員の場合は両者)については、希望者以外転居を伴う配転を行わないこと。それらの職員の希望により転居以外の配転をさせる場合は、家族責任の果たせる通勤時間内の勤務地とすること。
 

また、特別の理由と希望により就学前児童をもつ職員に転居を伴う配転をさせる場合は、当局責任で保育所を手当てすること。
  - 夫婦同一署勤務を排除しないこと。
  - 介護の責任を持つ職員および共働き世帯の職員については、希望を最大限尊重すること。

確定申告期の繁忙期がまた続く中、身上申告書の提出、身上把握がおこなわれました。

全国税は、職員一人一人の処遇改善や配転要求が実現するように、各級所属長あてに要求書を提出しました。

### 女性登用と子育て支援は別問題

女性登用は政府の方針であり、具体的な数値目標で縛りをつけています。

国税庁の場合、全国税が要求してきた「6級ポスト女性登用」が税務の職場での女性登用の具現化であるに、ようやく回答しました。

昨年は女性の6級ポスト昇任数が186人(前年148人)と増加していますが、6級ポスト在職率はわずか、5.4%です。(国税庁窓口回答)

女性登用は「男女雇用機会均等法」の趣旨から、男女間の昇任等の格差是正を定めた法律です。

かたや「国税庁特定事業主行動計画(第三期安心子育てプラン)の概要」によれば、子育てと仕事の両立の推進を言っています。

子育て等をしながら、能力に相当したポストに付き、安心して職務に精励できるような職場環境の醸成が出来れば、こくない職場はないが、現実には子どもが中学校に進学した途端、遠距離通勤を強いられるシングルマザーや、介護の必要から勤務地を優先し、夫婦が同一地域に転勤希望を出したにも関わらず、夫が

残留を強いられた例が全国から報告されました。身上把握が適当の声もあり、長官は身上把握の徹底を管理者に指導すべきです。

減らない単身赴任と遠距離通勤

全国税は、職員負担になる単身赴任等の削減を要求しています。

実態は単身赴任(本年度2,480人、前年度2,410人)転居付配転(本年度2,380人、前年度2,420人)遠距離通勤(本年度1,510人、前年度1,540人)と、まったく減っていません。

## 全国各地で試写会開催中

## エネルギー政策のウソを追及したドキュメンタリー



映画「日本と原発」私たちは原発で幸せですか？ 弁護士、河合弘之 初監督作品/脱原発の先頭に立つ弁護士が裁判闘争の限界を打破するためにあえて世に問う日本の原発のすべて！/みなさまのご協力のもと、各地で有料試写会を開催中(ホームページより転載)

### 職場の声

【愛知東支部・岐阜支部】

確定申告の事務はまだ続きませんが、とみ休憩も満足に取れない。「昼飯すませて帰ってきて、居場所がない」「自分のデスクがない」15分位は損してる気分だ。

○再任用特官が署の視察に回っている。夜間催告・夜間臨場の効用を説いているようだ。

増加とともに事後処理も増加。今年も復興特別税は少ない。

B 副長の決裁が永いので有名だね、「こと細かく聞く」「ここに書いてある」など……しびれを切らした次の決裁者は「急いでいるんで先いいますか?」と飛び込み決裁。

C 再任用者だけど、2月27日の内定連絡で4級発令の予告がありました。仕事の内容変わるのでしょうか。

D 確定申告中の健康相談って、ポーズでないの。ただ受ければよいの? 体調不良でも休めれば問題ないが、職場はいそがしくて、ソフトも決まっていれば周りに気兼ねして、仕事を続けるのが現状だね。

E 目先の数字にこだわる、この職場らしい

風潮だね。

【近畿・東大阪支部】  
コラム・私鉄沿線より

○確定期は45分の昼休みに取れず、週末が近づくと、腰が限界だと訴える。家に帰るのが一杯です。

○申告書入力には管運だけであるが、郵送分の後手後手はよく起きることだ。大規模署はチョットしたことでもオゴトになる。指揮者の方は細心の注意をお願いしますね。

○人事評価の話は少し早いでしょか。当局から自己評価は「13字5行」以内にと話があった。それを超える」と別紙になるとのこと。別紙はアカンの?



【お詫びと訂正】前号、囲碁の解答の最後に誤りがありました。正答は、「白死です」でした。

### 詰将棋

- 解答
- ▲3一角△1二玉▲2一銀不成△同玉▲3二金△1二玉▲1三角成△同玉▲3一角△1二玉▲2二角成まで11手詰。

### 解説

▲3一角で△1二玉と追い、次の▲2一銀捨てから▲3二金が好手順で、7手目▲1三角成がピッタリ決まる。△同銀なら▲2一角まで。